



法人村民税の税率

【 均等割 】

法人等の区分		年額
資本金等の金額	村内従業者数	税率
50 億円超	50 人超	300 万円
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円
10 億円超	50 人以下	41 万円
1 億円超 10 億円以下	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円
	50 人以下	13 万円
1 千万円以下	50 人超	12 万円
	50 人以下	5 万円
次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができるもの （法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・法人でない社団等で法人とみなされるもの ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人（資本金の額又は出資金の額を有しないもの）		

【 法人税割 】

	税率
平成 26 年 9 月 30 日以前 開始事業年度分	12.3%
平成 26 年 10 月 1 日以後 開始事業年度分	9.7%
令和元年 10 月 1 日以後 開始事業年度分	6%